

記入例

特定建設作業実施届出書

令和〇 年 〇 月 〇 日

城 陽 市 長 殿

届出者

〔氏名又は名称及び住所並びに法人
にあってはその代表者の氏名〕

京都府〇〇市〇〇 △△-△△

株式会社〇〇 代表取締役 城陽 太郎

印

工場等の名称ではなく法人の
名称をご記入ください。

電話番号 〇〇-〇〇〇〇

代表者の押印

特定建設作業を実施するので、☒騒音規制法第14条第1項(第2項)、☒振動規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

該当する項目にチェックをしてください。

建設工事の名称	〇〇〇〇解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート〇階立て 延べ面積〇〇m ³			
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業 ブレーカーを使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ハンドブレーカー 〇〇社製 型式〇〇 〇台 コンプレッサー ××社製 型式×× ×台 油圧ブレーカー △△社製 型式△△ △台			
特定建設作業の場所	城陽市 〇〇〇〇 △△-△△			
特定建設作業の実施の期間	令和〇 年 〇 月 〇 日から 令和〇 年 〇 月 〇 日まで 〇 日間			
	作業開始	作業終了	作業日	1日実働時間
	8 時	17 時	月～金 (日曜・休日を除く)	8 時間
	紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	株式会社〇〇 代表取締役 城陽 太郎 城陽市〇〇△△ 〇〇-〇〇		電話番号 〇〇-〇〇〇〇	
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	城陽 次郎		電話番号 △△-△△△△	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	△△株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 △△市△△ ××-××		電話番号 ××-××××	
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 〇〇 〇〇		電話番号 ××-××××	
※ 受 理 年 月 日				
※ 審 査 結 果				

別表に記載の作業名(機械名)
を記入してください。作業の開始から終了の日までです。
日曜日及び休日は日数に計上しないでください。

実施の7日前(届出日と着工日は除く)までに届出ください。
例) 4月9日からの作業は4月1日までに届出が必要となります。

これらを添付資料として
提出してください。

- ※添付資料・・・付近見取図、作業工程表、機械の仕様書
- 備考1 ※印の欄には、記載しないでください。
2 届出書、別紙及び添付書類は、各2部提出してください。
3 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出してください。
4 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載してください。
5 特定建設作業の実施の期間の欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示してください。
6 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえありません。
7 届出書、別紙及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4としてください。
8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができます。

		項目	内容
		① 使用する建設機械について	①. 低騒音・低振動型建設機械 ②. 標準型建設機械 3. その他
作業に係る措置	建設機械・工法	② 標準型建設機械を使用する場合その選定の理由について	①. 低公害型の開発普及が十分でない 2. 短期間 3. 小規模作業 4. 敷地大 5. 資金面 6. 周辺に民家等なし 7. 施主の指示 8. 設計段階で決定済 9. その他（ ）
		③ 採用する工法について	①. 低公害型工法 ②. 標準型工法 3. その他
		④ 標準型工法を採用する場合その選定の理由について	①. 該当する低公害型工法なし 2. 施工上困難 3. 短期間 4. 資金面 5. 施主の指示 6. 周辺に民家等なし 7. 設計段階で決定済 8. 敷地大 9. その他（ ）
	公害防止対策	⑤ 公害防止の対策内容について	1. 防音塀 ②. 防音シート 3. 防音パネル 4. 防音カバー 5. 動力源の適正配置 6. 作業時間帯の配慮 7. その他（ ）
		⑥ 対策の範囲について	1. 防音塀 [a 現場周囲全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] ②. 防音シート [a 現場周辺全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] 3. 防音パネル[a 現場周辺全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺] 4. 防音カバー[a 現場周辺全て b 民家側全て c 民家側一部 d 機械周辺]
		⑦ 対策を講じない場合、その理由について	1. 周辺に民家等なし 2. 短期間 3. 小規模作業 4. その他（ ）
工事現場における措置	公害防止体制	⑧ 公害防止の管理体制について	①. 苦情対応責任者 a 選任（常駐・日常〔代行者選任〕） b 自主管理責任者兼務 c 所長兼務 2. 苦情専用窓口設置 ③. ガードマン配置 4. その他（ ）
		⑨ 現場周辺のパトロールの実施について	①. 定期的に実施 2. 随時実施
	現場周辺状況	⑩ 周辺に住宅、教育施設、病院等の有無について	①. 有 [a 住宅（密集・普通・疎） b 病院 c 事務所（密集・普通・疎） d 教育施設 e 精密機械工場等 f その他静穏を必要とする施設] 2. 無
		⑪ 搬出入道路と周辺の状況について	主として通過する道路 ①. 幹線 2. 細街路 ----- 道路周辺の民家等 [1. 密集 ②. 普通 3. 疎]
	苦情が生じた場合の措置	⑫ 苦情発生時の処理体制について	①. 現場責任で対応 2. 本社責任で対応 3. その他（ ）
		⑬ 工事現場での措置について	①. 防止対策の強化[a 防音塀 b 防音シート c 防音パネル d 防音カバー] 2. 作業時間・曜日等の変更 ③. 工法、建設機械の変更 4. 動力源の適正配置 ⑤. 陳情者に誠意をもって説明 6. その他（ ）
		⑭ 搬出入道路の措置について	1. 経路の変更 2. 時間・曜日等の変更 3. 台数の減少 ④. 陳情者に誠意をもって説明 5. その他（ ）
	住民への周知	⑮ 周知の方法について	1. 説明会 2. 地元役員等折衝 ③. 各戸説明 4. 立看板 5. 周知文配付 6. その他（ ）
	その他	⑯ 特定建設作業終了予定日	令和〇年 〇月 〇日
		⑰ 前回は届出をした作業で苦情等が生じたために、特に講じた措置について	1. 有 [] ②. 無
参考		排出ガス対策型建設機械使用の有無	有 ③. 無
本作業の公害防止自主管理責任者			氏 名 代行者も選任している場合その氏名
			〇〇 〇〇

届出書の実施期間終了日と合わせてください。

騒音・振動にかかる特定建設作業

平成16年(2004年)2月現在

騒音にかかると特定建設作業			振動にかかると特定建設作業		
機械名	番号	内 容	機械名	番号	内 容
くい打機	法 1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)	くい打機	法 1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業
びょう打機	法2	びょう打機を使用する作業	鋼球	法2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
さく岩機	法3	さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	舗装版破砕機	法3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
空気圧縮機	法4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)	ブレーカー	法4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)
コンクリートプラント	法5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)			
バックホウ	法6	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			
トラクターショベル	法7	トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			
ブルドーザー	法8	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業			

騒音・振動にかかる特定建設作業の説明

NO.	機械名	説 明
1	くい打機	直接打ち込み工法に分類される打撃式と振動式が規制の対象。具体的な規制対象は、ディーゼルハンマ、電動バイブロハンマ、油圧バイブロハンマ、スチームハンマ、油圧ハンマ、その他のくい打ハンマを使用する作業である。アースオーガーは直接打ち込みを併用する場合は規制対象。
2	びょう打機	リベッティングハンマによるリベット打ちを対象としている。インパクトレンチによる高張力ボルト締め等は対象外。
3	さく岩機	打撃衝撃音が高いので規制対象とされている。ハンドハンマ(電動ピックを含む。)、ドリフタ、ストーパ、レッグドリル、ブレーカー、オーガ、その他のさく岩機がある。さく岩機を空気圧縮機とともに使用する場合、空気圧縮機の届 は不要。
4	空気圧縮機	空気圧縮機は低騒音型であっても対象となる。空気圧縮機は各種建設作業の動力源として利用されているため空気圧縮機を規制することにより広く他の建設作業を間接的に規制する。
5	コンクリートプラント	コンクリートプラント、アスファルトプラントが規制対象。モルタル製造用コンクリートプラントは騒音レベルが低いので適用除外。コンクリートプラントそのものが規制対象であり、ミキサー車、ミキサーは直接規制の対象ではない。
6	バックホウ	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
7	トラクター ショベル	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
8	ブルドーザー	低騒音型建設機械として指定されたものは対象外。
9	鋼球	1～3tの鋼球をクレーンなどで吊り、落下又はクレーンを旋回させ、鋼球の衝撃力を利用して建築物を破壊する作業である。この作業においては、鋼球が建築物等に衝突するときに生じる衝撃力が、建築物等の基礎から地盤に伝播し、振動を発生させる。
10	舗装版破碎機	舗装版破碎機とは、ハンマを落下させることによって生ずる衝撃力を用いて舗装面を破壊する機械をいう。
11	ブレーカー	ブレーカーはコンクリート構造物の解体、舗装版の破碎、採石場での岩塊の小割破碎、岩盤切削等の目的に広く使用されている。手持式以外のブレーカーは、一般にはショベル系掘削機に取り付けられ、油圧又は圧縮空気などの動力により、コンクリートなどをうがつ「のみ」を駆動し、衝撃式さく岩機と同じ原理で衝撃力により破壊作業を行うものである。